

令和元年11月7日

金融庁監督局総務課 御中

一般社団法人 信託協会

「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に関する意見について

標記につきまして、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以上

「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）（10/11公表）に関する意見

質問	該当箇所	意見等
1	信託会社等に関する総合的な監督指針 1 基本的な考え方	今般、「信託会社等に関する総合的な監督指針」が改正されるとともに、金融検査マニュアルは、別編である信託検査マニュアルを含め廃止される。信託兼営金融機関等においては、自己責任原則の下、金融検査マニュアル等を踏まえ創意・工夫を十分に生かし、それぞれの規模・特性に応じたより詳細な内部規程・業務細則を自主的に作成し、信託兼営金融機関等の業務の健全性と適切性の確保、委託者及び受益者の保護を図る業務態勢を整備している。このようなこれまで積み上げてきた現行実務が否定されるものではないとの理解でよいか。

以 上